

件名

株式会社商工組合中央金庫に係る連結レバレッジ比率等の算出における日本銀行に対する預け金の不算入に関する件

○金融庁告示第 号
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第三号）第七条第六項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、日本銀行に対する預け金の額は、同告示第六条第一号（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額に算入しないものとし、令和六年四月一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 西村 康稔